

10月から幼児教育・保育が無償化

■**対象者（国）**
幼稚園や認可保育園（保育所・認定こども園）等を利用する次の子どもたち
・3歳から5歳までのすべての子どもたち
・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたち

■**対象者（国）**

幼稚園や認可保育園（保育所・認定こども園）等を利用する次の子どもたち
・3歳から5歳までのすべての子どもたち
・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたち

幼稚園や認可保育園（保育所・認定こども園）等を利用する次の子どもたち
・3歳から5歳までのすべての子どもたち
・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたち



■**手続きが必要です！**

① 保育園や、幼稚園を利用している2子目からのお子さんの保育料および給食費を無償にします。
② 2子目からの軽減基準の拡大を継続します。2子目の基準を、小学校就

① 保育園や、幼稚園を利用している2子目からのお子さんの保育料および給食費を無償にします。
② 2子目からの軽減基準の拡大を継続します。2子目の基準を、小学校就

学前から、小学校3年生までのきょうだいに拡大して軽減します。

■**手続きが必要です！**

無償化に伴う新たな申請が必要な方で、まだ申請をしていない方は福祉課子育て支援担当までご連絡ください。

■**問い合わせ**

福祉課 子育て支援担当
(内線173〜175)



便利でお得な
■**マイナンバーカードを作りますか？**

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請の利用や、全国のコンビニで住民票・印鑑証明書・戸籍証明書（戸籍証明書は本籍地および住所が蕪崎市の方のみ）を取得することもできます。コンビニで住民票等を取得する場合、市役所より100円安く取得することができ、時間も23時まで（戸籍証明書は20時まで）対応可能なため大変便利です。



また、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用について運用が開始される予定となっていますので、この機会にぜひ、マイナンバーカードの作成をご検討ください。

■**申請方法**

- ・郵送
- ・パソコンやスマートフォン
- ・証明用写真機

■**申請後のながれ**

申請後、1〜2か月ほどでカードが蕪崎市役所へ届きます。カードが届きましたらハガキで通知しますので、市民生活課でお受け取りください。

■**その他**

詳細については、携帯やパソコンから公式サイト「マイナンバーカード総合サイト」をご確認ください。(https://www.kojinbango-card.go.jp)

■**問い合わせ**

市民生活課 戸籍住民担当（内線124）

消費税率の改正に伴い、
■**公共施設の使用料等が変わります**

10月1日から消費税（消費税・地方消費税）の税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、市の公共施設使用料や水道料金などを改定します。

今回の改定は、社会保障の安定等のため、消費税法の改正に伴い実施するものであり、施設等の利用者に適正な負担をしていただくもので、ご了承ください。

■**水道料金（2か月）10%改定後**

種類	基本料金 (20㎡まで)	超過料金（1㎡につき）	
		範囲	料金
一般専用	2,398円	21〜100㎡	150円70銭
		101〜400㎡	210円10銭
		401㎡〜	267円30銭
公衆浴場	2,420円	21㎡〜	137円50銭
臨時用	7,920円	21㎡〜	396円

■**下水道使用料（2か月）10%改定後**

汚水の種類	基本料金 (20㎡まで)	超過料金（1㎡につき）	
		範囲	料金
一般専用	1,925円	20㎡を超え60㎡まで	116円11銭
		60㎡を超え100㎡まで	137円50銭
		100㎡を超えるもの	157円87銭
公衆浴場	2,750円	20㎡を超えるもの	137円50銭
臨時用		1㎡につき137円50銭	

■**対象となる主な使用料等**
・市立病院の使用料および手数料
・水道料金
・下水道使用料
・道路占用料（占用期間が1か月未満の場合に限る。）

■**問い合わせ**
詳細は、各施設にお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。